
特 集

『第7回世帯動態調査(2014年)』の個票データを利用した実証的研究(その1)

特集によせて一世帯動態調査の目的と概要一

鈴木 透

国立社会保障・人口問題研究所は2014年7月に第7回世帯動態調査を実施した。世帯動態調査は、旧厚生省人口問題研究所時代の「家族ライフコースと世帯構造変化に関する人口学的調査」を前身とし、1985年に第1回調査、1989年に第2回調査が実施された。1994年の第3回調査から現在の名称に改称し、その後はほぼ同じ枠組で継続されている。第2回までは世帯を分析単位とする視点が優勢だったが、第3回からは個人の属性としての世帯内地位を分析する方法論的個人主義へも対応できるようになった。

今回の第7回世帯動態調査は、2014年7月1日の事実について、厚生労働省大臣官房統計情報部、都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市および保健所の協力を得て行われた。本調査では、2014年の国民生活基礎調査の対象地区から無作為に抽出した300調査区内のすべての世帯を対象とした。調査票の配布・回収は調査員が行い、調査票への記入は原則として世帯主に依頼した。対象世帯数は16,388世帯であり、うち12,070世帯から調査票が回収された。この中から全くの未記入票や、重要な情報が欠けている調査票を無効票とし、最終的に世帯主18歳未満の世帯を除く11,011世帯を有効票とした。したがって回収率は73.7%、有効回収率は67.2%となる。

世帯動態調査が研究対象とする世帯動態とは、世帯の規模・構造や所属成員の地位・関係の変化を指す。世帯動態調査では、調査時点に加え5年前の世帯の状態が再構成できるよう設計されている。それによって、過去5年間の世帯の規模や構造の変化を知ることができる。調査時点の世帯主で5年前には世帯主でなかったケースは、いわば世帯の出生に当たる。そのような場合について、5年前にどのような規模・構造の世帯にどのような統柄で暮らしていた成員が、どのような配偶関係の変化を伴って世帯主になったかを集計できる。5年前には世帯主だったが調査時点で世帯主でない成員がいれば、それはいわば世帯の死亡に当たる。その場合も、どのような規模・構造の世帯の世帯主が、どのような配偶関係の変化を伴って世帯主でなくなったかを集計できる。世帯数の将来推計に利用されるのは、このような個々人の世帯動態、すなわち世帯内地位間の推移確率である。

全国世帯推計の推移確率行列は、二段階を経て生成される。第一段階は配偶関係間(死亡を含む)の推移確率行列で、国勢調査および人口動態統計から初婚・再婚・離婚の確率および配偶関係別死亡確率を男女・年齢別に得て生成される。これは一定期間に出生・死

亡・結婚・離婚した者の数が人口動態統計から得られることで可能になる。しかし「世帯動態統計」のようなものはないので、一定期間に発生・消滅した世帯数（個人単位で考えれば、非世帯主から世帯主に変わった者の数、世帯主から非世帯主に変わった者の数、死亡した世帯主の数など）は得られない。そこで推移確率行列作成の第二段階は、世帯動態調査の集計結果に依拠することになる。つまり配偶関係間推移が与えられた場合の世帯内地位間の条件付推移確率を世帯動態調査の集計結果から求め、推移確率行列を完成させる。

このように世帯数の将来推計に必要なパラメタの取得が、世帯動態調査の最も重要な目的である。鈴木論文では、第6回調査の集計結果がどのように前回の全国世帯推計に利用されたかの具体例を示している。第7回調査の集計結果は、現在作成中の2015年国勢調査を出発点とする新しい世帯推計に利用される。鈴木論文ではまた、第5～7回調査の集計結果を用いて、単独世帯の増加、世帯形成の遅れとその性差、二世代夫婦同居の動向と非対称性、独居高齢者の増加、施設世帯からの出所といった問題に接近している。

小山論文は、もっぱら第7回調査データを用いて親と同居する18歳以上の子の世帯状態を集計し、国勢調査からは得られない知見を提示している。たとえば親と娘と孫から成る世帯は娘の離婚を契機に形成される場合が多い。親と同居する50歳以上の息子の3～4割、娘の2割程度は、離家経験なしに親元にとどまり続けている。子が50歳を越えると、要介護の親の割合が上昇する。こうした知見は、今後の社会保障政策や住宅政策を考える上で重要な示唆を与える。